

受 付	個 人 質 問 令和 年 月 日	第 時 分	号
--------	---------------------	----------	---

一 般 質 問 < 個 人 > 発 言 通 告 書

令和7年2月14日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 伊藤真規子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質 問 事 項 及 び 要 旨	備 考
1	長久手市の財政状況について 近年、国が特定の施策を推進する際に、その財源を必要経費から算定する負担金や補助金ではなく、交付税措置として基準財政需要額の算定に組み込む傾向にある。令和7年度予算において、次の通り質問する。 (1) 交付税措置とされている事業にはどのようなものがあり、事業費はいくらなのか。 (2) ふるさと納税による税收減も不交付団体は補填されないとのことだが、損失はどの程度になる見込みか。 (3) 財政が厳しい中、どのような事業に重きを置いて予算配分を行っているのか。	
2	都市計画税の活用方法について 都市計画税は、道路・公園・下水道などの都市計画施設の整備や土地区画整理事業等に要する費用に充てられる目的税である。 令和5年度の経常収支比率が94.7%と財政が硬直化する中で、老朽化した杵ヶ池体育館や文化の家、中央図書館などの公共施設の改修など、目的税たる都市計画税をより有効に使うことが求められるが、都市計画税は都市計画決定し、県の事業認可を受けた施設（都市計画施設）でなければ使うことができない。そこで、文化の家、中央図書	

	館については令和7年度の都市計画決定を目指すと聞いている。その他に、スポーツの杜の再整備事業での活用も検討しているとのことである。 このことについて、次の通り質問する。 (1) 市内の都市計画施設として、道路、公園、下水道以外にはどのような施設があるか。 (2) 令和8年度以降に都市計画決定を検討している施設はあるか。 (3) 都市計画税を活用する事業について、市は実施する順番や優先度をどのように考えているのか。	
--	---	--